

令和5年（ワ）第408号 差止請求事件

原告 特定非営利活動法人消費者機構日本

被告 山梨県

求釈明申立書

令和6年 月 日

甲府地方裁判所 民事部 合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士 中 野 和 子

同 大 菅 俊 志

同 葛 山 弘 輝

同 山 本 瑞 貴

被告第1準備書面について、原告は、以下のとおり、求釈明を申立てる。

1 本件誓約書の法的性質について

被告は、被告第1準備書面の2頁において、

「地域枠の志願者が「誓約」をしたことをもって、本件キャリア形成契約書
が締結されたことにはならない。」

「地域枠の志願者が「誓約」をした場合でも、本件キャリア形成契約書が締
結されない限り、違約金の支払い義務は生じない。」

などと主張をしているが、これに関して、原告は、被告に対して、以下の点を明
らかにするよう求める。

① 本件誓約書を提出した消費者が、本件キャリア形成プログラム契約を締結す

る法的な義務を負わないという主張であるのか（**求釈明事項 1－1**）。

- ② また、本件誓約書を提出した消費者が、本件キャリア形成プログラム契約を締結しなかった場合、被告は、本件誓約書に基づく債務不履行責任の追及も含め、なんら法的請求を行わないということによいのか（**求釈明事項 1－2**）。

2 代替医師の確保費用（750万円／年）について

被告は、被告第1準備書面の6頁において、

「代替医師を確保するために山梨県に生じる損害の額は、少なくとも750万円／年を下らない。すなわち、地域枠の医師について「キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなった」場合、代替医師の確保のため、山梨大学から対象公的医療機関に医師派遣を行うことになる。その際、山梨県は、当該医療機関への医師派遣等に係る事業費として、少なくとも医師1名あたり750万円／年もの補助金の支出を要する（乙4：医師派遣等に係る事業費について）」

などと主張をしているが、これに関して、原告は、被告に対して、以下の点を明らかにするよう求める。

- ① 乙4号証によれば、被告は、医師派遣の支援として、医師1人あたり年額750万円（1ヶ月62万5000円）の費用を、補助金として支出する旨が記載されているが、同金額は、派遣する医師が、地域枠の医師（研修医及び研修期間が終了した医師）の場合には、支出されないのか（**求釈明事項 2－1**）。
- ② また、同金額は、派遣される医師が地域枠でない「研修医」であっても、支出されるのか（**求釈明事項 2－2**）。

3 申入書（甲11）の「申入れ事項2」について

令和5年2月21日、原告は、被告に対して、「違約金条項を設定した山梨県

地域枠等医師キャリア形成プログラムの適用に係る契約に関する申入書」（甲 1 1）を提出し、「2 点」の申入れを行なった。

そして、被告からは、「申し入れ事項 1」については、申入れに対応しない旨の回答がなされたため（甲 1 2）、本件訴訟に至っている。

一方、「申し入れ事項 2」については、「記載方法について修正を検討したいと考えます」との回答がなされてため（甲 1 2）、原告は、回答を待つ旨を返答した（甲 1 3）。

しかしながら、現時点でも回答がないため、原告は、被告に対して、以下の点を明らかにするよう求める。

- ・ 令和 5 年 2 月 2 1 日付の「違約金条項を設定した山梨県地域枠等医師キャリア形成プログラムの適用に係る契約に関する申入書」（甲 1 1）の、「申し入れ事項 2」について、どのように対応するのか、その対応方法及び対応時期を明らかに刷るよう求める（**求釈明事項 3**）。

なお、「申し入れ事項 2」の内容は、以下のとおりである。

「本件契約第 1 条第 2 項なお書きを削除することを求めます。『なお、結婚、介護、子育て（産休及び育休期間は除く）等はやむを得ない理由として考慮しない。』」

また、被告の回答によっては、本件に加えて、別途、提訴を検討する。

以上